

日医発第941号（年税74）

平成24年1月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原中 勝征

平成23年度第3次補正予算の成立に伴う貸付条件の緩和

（医療施設の耐震化支援の拡充）について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、平成23年度第3次補正予算の成立に伴い、医療施設の耐震化支援拡充のため、別添の通り、貸付条件を緩和する旨の通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

医業第1221001号

平成23年12月21日

社団法人 日本医師会  
会長 原中 勝征 様

独立行政法人福祉医療機構  
医療貸付部長



### 平成23年度第3次補正予算の成立に伴う貸付条件の緩和について

当機構の業務に関しましては、平素から種々ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

平成23年11月21日に成立した平成23年度第3次補正予算においては、厚生労働省が、今後の災害への備えを図るため、災害拠点病院等の耐震化を行うための医療施設耐震化臨時特例交付金の積み増し、災害拠点病院等自家発電設備整備事業の実施（平成23年12月5日医政発1205第5号厚生労働省医政局長通知）並びに災害医療対策事業実施要綱（平成23年12月5日医政発1205第4号厚生労働省医政局長通知）及び災害派遣医療チーム体制整備事業実施要綱（平成23年12月5日医政発1205第3号厚生労働省医政局長通知）に係る改正に基づき災害派遣用医療機器等又は衛星電話等の整備を行うための予算を計上しております。

当機構では、平成21年度の補正予算より医療施設の耐震化の支援について取り組んで参りました（参考資料参照）が、今般成立した第3次補正予算については、従来の病院耐震化整備事業に対する支援に加えて、上記実施要綱に基づき補助金が交付される事業に対して、別紙の通りの優遇融資を行うこととしております。

つきましては、貴管下の当該補助金の交付対象に係る病院に対し、当機構の融資制度についてご案内いただければ幸いです。

なお、別添のとおり、都道府県医師会に対しては同様の通知をしておりますので、併せてお知らせいたします。

## 平成23年度第3次補正予算の概要

福祉医療機構では、平成23年度第3次補正予算が成立したことに伴い、東日本大震災の教訓を踏まえ今後の災害への備えを図るべく、国の政策と連動した災害対策のための補助金が交付される事業に対する優遇融資を実施いたします。これからも医療機関の皆さまの支援に全力で取り組んで参ります。

### 1. 【現行制度の継続】 病院の耐震化整備の促進（補助金が交付される施設整備）

対 象	医療施設耐震化臨時特例交付金が交付される事業		
貸付金額	所要額から補助金額を除いた額×95% ※但し担保評価額の範囲内		
償還(据置)期間 貸付利率	20年償還 (2年以内)	当初5年間	0.9% (0.5%)
		6年目以降	1.4% (1.0%)
	30年償還 (3年以内)	当初5年間	1.2% (0.5%)
		6年目以降	1.7% (1.0%)

### 2. 【新規】 自家発電設備等診療機能の維持に必要な整備（補助金が交付される施設整備）

対 象	医療施設等施設整備費補助金（災害拠点病院等自家発電設備整備事業に係るもの）が交付される事業		
貸付金額	所要額から補助金額を除いた額×95% ※但し担保評価額の範囲内		
償還(据置)期間 貸付利率	20年償還 (2年以内)	当初5年間	0.9% (0.5%)
		6年目以降	1.4% (1.0%)

### 3. 【新規】 災害派遣医療チーム(DMAT)等資機材の整備（補助金が交付される事業）

対 象	医療施設等設備整備費補助金（災害派遣医療チーム体制整備事業又は災害医療対策事業に規定する応急用医療資機材及び衛星電話の設備整備事業）が交付される事業※1品30万円以上が融資対象	
貸付金額	所要額から補助金額を除いた額×95% ※但し担保評価額の範囲内	
償還(据置)期間 貸付利率	5年償還 (6月以内)	0.6%

※貸付利率については、平成23年12月9日現在。括弧書きは10年経過ごと見直し金利制度の利率。

施設所在地が北海道～三重県のお客さま 医療貸付部医療審査課(03-3438-9940)  
施設所在地が福井県～鹿児島県のお客さま 大阪支店医療審査課 (06-6252-0219)

## 平成23年度第3次補正予算の概要について

独立行政法人福祉医療機構では、広範囲に渡る甚大な被害をもたらした未曾有の大災害である東日本大震災により被災された医療関係施設等の皆さまに対して、平成23年度第1次補正予算及び第2次補正予算により優遇融資を実施し、多くのお客さまにご利用いただいております。

今般成立した平成23年度第3次補正予算では、今後の災害に備えるため、厚生労働省により全国の病院の耐震化、自家発電設備及び災害対策機器等の整備を行うための防災対策を推進するための補助金の積み増し等が行われております。福祉医療機構では、国の政策に連動したこれらの補助金が交付される事業への優遇融資を実施します。

### 第1 【現行制度の継続】病院の耐震化整備に対する優遇融資

(医療施設耐震化臨時特例交付金が交付される事業に限る)

厚生労働省の医療施設耐震化臨時特例交付金が交付される耐震化整備事業について、貸付金額を所要額の95%へと引き上げ、貸付利率を最大0.5%（当初5年間は最大1.0%）優遇する等の優遇措置を実施します。

(平成23年12月9日現在)

		優遇内容	(参考) 通常
貸付対象		補助金が交付される 病院の耐震化整備事業	—
貸付金額 ※担保評価額を上限		所要額※の95% ※補助金額を除きます。	7.2億円
償還期間(据置期間) ※通常と同じ		耐火：30年以内(3年以内) 耐火：20年以内(2年以内) その他：20年以内(2年以内)	左に同じ
貸付利率	20年償還	当初5年間0.9% 6年目以降1.4%	1.9% ※病床充足地域の場合
	30年償還	当初5年間1.2% 6年目以降1.7%	2.2% ※病床充足地域の場合
担保 ※通常と同じ		不動産担保	左に同じ
保証人 ※通常と同じ		法人代表者1名以上 ※利率に0.2%を上乗せすることで免除が可能です。	左に同じ

※当該補助金の交付を受けられないお客さまも未耐震の建物の耐震化については、当初5年間の利率の優遇を除く優遇融資を受けることができる場合がございます。

## 第2 【新規】災害拠点病院等の自家発電設備整備に対する融資

(医療施設等施設整備費補助金が交付される事業に限る)

厚生労働省の医療施設等施設整備費補助金が交付される、災害拠点病院等自家発電設備整備事業について、貸付金額を所要額の95%へと引き上げ、貸付利率を最大0.5%（当初5年間は最大1.0%）優遇する等の優遇措置を実施します。

(平成23年12月9日現在)

		優遇内容	(参考) 通常
貸付対象		補助金が交付される災害拠点病院等の自家発電整備事業	—
貸付金額	※担保評価額を上限	所要額※の95% ※補助金額を除きます。	7.2億円
償還期間(据置期間)	※通常と同じ	耐火：20年以内(2年以内) その他：15年以内(2年以内)	左に同じ
貸付利率	20年償還	当初5年間0.9% ----- 6年目以降1.4%	1.9% ※病床充足地域の場合
担保	※通常と同じ	不動産担保	左に同じ
保証人	※通常と同じ	法人代表者1名以上 ※利率に0.2%を上乗せすることで免除が可能です。	左に同じ

※当該補助金の交付を受けられないお客さまも増改築・内部改修については、通常の融資を受けることができます。

**第3 【新規】災害派遣医療チーム（DMAT）が用いる衛星電話等の  
災害対策機器を整備する事業に対する優遇融資**  
（医療施設等設備整備費補助金が交付される災害対策機器を  
購入する事業に対する優遇融資に限る）

厚生労働省の医療施設等設備整備費補助金が交付される、災害派遣医療チーム（DMAT）体制整備事業又は災害拠点病院整備事業に規程する応急医療資機材及びアンテナ設置型の衛星電話の設備整備事業について、貸付利率を0.5%優遇する等の優遇措置を実施します。

（平成23年12月9日現在）

		優遇内容	(参考) 通常
貸付対象		補助金が交付される衛星電話等の災害対策機器等※の整備事業 ※1品あたり30万円以上の機器を対象	病院の機械購入資金に対する融資は平成20年に廃止。
貸付金額 ※担保評価額を上限		所要額※の95% ※補助金額を除きます。	-
償還期間(据置期間)		5年以内(6月以内)	左に同じ
貸付利率	5年償還	0.6%	1.1% 参考：介護老人保健施設の機械購入資金
担保 ※通常と同じ		不動産担保	左に同じ
保証人 ※通常と同じ		法人代表者1名以上 ※利率に0.2%を上乗せすることで免除が可能です。	左に同じ

平成23年度第3次補正予算にかかる優遇融資については、東日本の被害を受けた地域だけではなく補助金が交付される全国の病院を対象としています。また、この優遇融資については、全て直接貸付の取扱いとなりますので、ご相談や、ご不明な点については、次の問い合わせ先にご確認ください。

**【お問い合わせ先】**

●東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆医療貸付部 医療審査課

Tel: 03-3438-9940

Fax: 03-3438-0659

●西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240



# 医療機関の耐震化整備の促進について

## 医療機関の耐震化整備をご支援します。

全国の病院の約半数が新耐震基準を満たしていない建物を有している状況であり、国においては、災害拠点病院等の耐震化に係る経費の財政支援（医療施設耐震化臨時特例交付金）を行う観点から平成21年度補正予算からこの制度を創設しました。

平成23年度予算からは、融資率を拡充（90%→95%）し、病床充足地域においても土地取得資金の融資が可能となりました。（限度額30億円）

当機構では、これからも耐震化整備を推進していくために、経営者の方がご負担される整備費について利率等を優遇した融資によりご支援していきます。

### ご利用いただけるお客さま

次の建物について耐震化を図るために新築建替又は耐震改修される医療機関の経営者の方

- ①未耐震と証明された建物 ②耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物

### ご融資の条件

1. 融 資 額	建設費の概ね95%（90%から拡充） （ただし、交付金の対象整備については、交付金相当額を除きます。）	
2. 償還期間 （うち据置期間）	償還期間30年以内 （うち据置期間3年以内）	償還期間20年以内 （うち据置期間2年以内）
3. 融資利率	個人保証がある場合：1.7% 個人保証がない場合：1.9% （平成23年12月9日現在） ※ただし、交付金による補助の対象となっている整備事業については、当初5年間の金利を優遇し、上記金利から▲0.5%したものとします。	個人保証がある場合：1.4% 個人保証がない場合：1.6% （平成23年12月9日現在） ※ただし、交付金による補助の対象となっている整備事業については、当初5年間の金利を優遇し、上記金利から▲0.5%したものとします。
4. 担 保	不動産担保の提供が必要となります。 （機構資金にて建築または取得する物件を含む施設及び敷地）	
5. そ の 他	医療施設耐震化臨時特例交付金については、都道府県が耐震化整備指定医療機関として指定した、 ・災害拠点病院 ・救命救急センター ・二次救急医療機関 が対象となります。 （詳しくは、各都道府県の担当者にお問い合わせください。）	

※ご融資には審査があります。

### お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

● 開設地が東日本(北海道～三重県)の場合  
東京本部 医療貸付部医療審査課 TEL 03-3438-9937  
FAX 03-3438-0659

● 開設地が西日本(福井県～鹿児島県)の場合  
大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219  
FAX 06-6252-0240

別紙

医政発 1205 第 5 号

平成 23 年 1 月 5 日

災害拠点病院等自家発電設備整備事業実施要綱

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

災害拠点病院等自家発電設備整備事業の実施について

標記については、別添「災害拠点病院等自家発電設備整備事業実施要綱」により行い、平成 23 年 1 月 21 日より適用することとしたので通知する。  
なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

1 目的

この事業は、大規模な災害発生時等においても、診療機能を十分に維持できるよう、災害発生時の医療拠点となる災害拠点病院等について、自家発電設備の整備を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院、救命救急センター及び総合周産期母子医療センターであって、厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3 事業内容

大規模災害発生時等に備え、診療機能の維持を行うのに十分な電力を確保するための自家発電設備を整備するものとする。



別紙

医政発 1 2 0 5 第 3 号

平成 2 3 年 1 2 月 5 日

災害派遣医療チーム体制整備事業実施要綱

各 都道府県知事  
独立行政法人国立病院機構理事長  
独立行政法人労働者健康福祉機構理事長  
各国立大学法人学長

殿

厚生労働省医政局長

災害派遣医療チーム体制整備事業実施要綱の一部改正について

災害派遣医療チーム体制整備事業については、平成 1 7 年 2 月 1 日医政発第 0201014 号厚生労働省医政局長通知、別紙「災害派遣医療チーム体制整備事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「災害派遣医療チーム体制整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

1 目 的

この事業は、災害の急性期（4 8 時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受け、機動性を持った災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。以下「DMAT」と言う。）の体制の確保に必要な災害派遣用医療機器等の整備を行うことを目的とする。

2 補助対象

DMAT を有する病院であって、厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3 事業内容

都道府県知事はDMATの体制の確保に必要な医療機関として要請した、災害拠点病院、救命救急センター等にDMATの体制の確保に必要なデータ通信可能な衛星電話や災害派遣用医療機器等の整備を行い、整備を受けた医療機関にあつては、DMATの体制の確保を行うものとする。

また、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び国立大学法人にあつては、DMATの体制の確保に必要な災害派遣用医療機器等の整備を行うと共に、DMATの体制の確保を行うものとする。

4 整備対象

ア 災害派遣用医療機器等

イ データ通信可能な衛星電話

医 政 発 1 2 0 5 第 4 号

平 成 2 3 年 1 2 月 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

災害医療対策事業実施要綱の一部改正について

災害医療対策については、平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知、「災害医療対策事業等の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「災害医療対策事業等実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年11月21日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別添

## 災害医療対策事業等実施要綱

### 第1 災害拠点病院整備事業

#### 1 目的

この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センターをいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

#### 2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、4（2）アからエについては、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

#### 3 設置方針

- (1) 基幹災害医療センター  
原則として各都道府県に一か所設置するものとする。
- (2) 地域災害医療センター  
原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

#### 4 事業内容

- (1) 災害拠点病院として、必要な施設を整備するものとする。
  - ア 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
  - イ 診療に必要な施設は耐震構造であること。
  - ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能
  - エ 基幹災害医療センターにおいては、災害医療の研修に必要な研修室
  - オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。  
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

別添

- (2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。
- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
  - イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
  - ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
  - エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携帯式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備
  - オ 災害発生時に参集する災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制等、災害時の診療活動の支援に必要な応急用医療資器材
  - カ アンテナ設置型の衛星電話

## 第2 地震防災対策医療施設耐震整備事業

### 1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

#### (1) 医療施設耐震化施設整備事業

平成7年に施行された地震防災特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

#### (2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知）において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があると思われる地域に所在する医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

### 3 事業内容

#### (1) 医療施設耐震化施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

#### (2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う下記に掲げる整備とする。

- ア 外壁の補強
- イ 防護壁の設置
- ウ その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

別添

## 第3 医療施設耐震整備事業

### 1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

- (1) 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。
- なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。
- (2) 構造耐震指標である $I_s$ 値が0.3未満の建物を有する病院の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

### 3 事業内容

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

### 4 交付条件

構造耐震指標である $I_s$ 値が0.3未満の建物を有する病院の新築建替を行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

## 第4 NBC災害・テロ対策設備整備事業

### 1 目的

この事業は、NBC（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

別添

### 3 事業内容

NBC災害の被害者の診断等に必要な次の機器を救命救急センター、災害拠点病院に整備する。

- (1) 表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器
- (2) 化学防護服、防毒マスク等の防護用品
- (3) 簡易毒劇物検査キット
- (4) 除染設備
- (5) 化学物質中毒解析機器
- (6) 携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

### 第5 医療施設耐震化促進事業

#### 1 目的

この事業は、各医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図ることを目的とする。

#### 2 事業の実施主体

耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

#### 3 事業内容

- (1) ア 「建築物の耐震改修の促進に関する法律第三条の規定に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」（平成7年12月25日建設省告示第2089号）  
イ 財団法人日本建築防災協会刊行の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」のいずれかに基づき耐震診断を行うものとする。
- (2) コンクリート強度調査を実施するものとする。

#### 4 報告義務等

耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6月以内に各都道府県を経由のうえ、医政局指導課長宛に中長期的な改善計画書を提出すること。（任意様式）

別添

### 第6 DMAT事務局等事業

#### 1 目的

この事業は、DMATの技能維持、資質の向上を図ると共に、地震等大規模災害発生時には、厚生労働省、被災都道府県等とDMATの運用調整等を実施する。また、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターにより被災地に出動し、被災地の医療に係る被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ることを目的とする。

#### 2 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「災害医療センター」という。）とする。

#### 3 事業内容

##### (1) DMAT事務局事業

- ア 災害医療センターは、DMAT事務局を設置するものとし、
  - (イ) 平常時は、日本DMAT検討委員会の運営、日本DMAT隊員養成研修及び統括DMAT研修の企画、DMAT技能維持研修の企画及び実施、DMAT隊員の管理（新規DMATの登録及び隊員登録証の更新を含む）等
  - (ロ) 災害発生時は、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMAT隊員への情報提供、活動するDMAT隊員への支援等を行うものとする。

##### (2) 医療調査ヘリコプター運営事業

- ア 原則として、以下の場合に実施するものとする。
  - (イ) 東京23区内で、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以外の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
  - (ロ) 大津波（高さ3メートル以上）が発生した場合
  - (ハ) 東京捜索救難区で、客席数50以上の航空機（外国籍を含む。）の墜落事故が発生した場合
  - (ニ) 厚生労働省の要請又は被災地の被害状況等から本事業を実施する必要があると災害医療センターが判断した場合

別添

- イ 出動範囲は、原則として全国とし、災害医療センターから直接ヘリコプターにより被災地に出勤することが困難な場合は、必要に応じ被災地の最寄りの運航会社の離発着場まで空路、鉄路等を使用して移動した上でヘリコプターを使用するものとする。
- ウ 本事業に使用するヘリコプターについては、被災地の状況により、必要に応じ、患者、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の搬送にも使用できるものとする。
- エ ヘリコプターの出動及び搬送については、災害医療センターの判断により行われるものとする。
- オ 被災地においては、被災都道府県等の災害対策本部との連携の下、医療に係る被害状況の把握、被災都道府県への医療提供体制の確保やDMAT派遣要請に係る助言、派遣されたDMATの指揮、消防等関係機関との調整等を行うものとする。
- カ 本事業の実施に際し、災害医療センターは随時、厚生労働省へ情報を提供しなければならない。
- キ 本事業においては、必要に応じてヘリコプターを使用して実地訓練を行うものとする。
- ク 本事業の実施に当たっては、あらかじめ運航会社とヘリコプターの優先的提供等に関する協定を締結するものとする。

## 第7 防災訓練等参加支援事業

- 1 目的  
この事業は、毎年「防災の日」（9月1日）に大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練や武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するために行われる訓練など国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へのDMATの参加を促進することを目的とする。
- 2 事業の実施主体  
都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者とする。
- 3 事業内容
  - (1) 国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へDMATが参加するものとする。
  - (2) 訓練等への参加に当たっては、厚生労働省から協力依頼を受けるものとする。

別添

## 第8 DMAT活動支援事業

- 1 目的  
この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMATが、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。
- 2 事業の実施主体  
都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。
- 3 事業内容
  - (1) DMATの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
  - (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMATの派遣要請ができる。
  - (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第33条による支弁を優先するものとする。

## 第9 DMAT訓練事業

- 1 目的  
この事業は、DMATが地方ブロックごとに実災害を想定した訓練を実施し、平常時より他機関との地域の特性を勘案した出動体制、災害現場活動等について連携強化を図ることを目的とする。
- 2 補助対象  
都道府県
- 3 事業内容
  - (1) 地方ブロックごとに協議した上で、災害訓練を実施する都道府県を決定する。
  - (2) 決定された都道府県において、地方ブロック内のDMATが自衛隊、消防機関、警察等と連携して災害訓練を行うものとする。